

## 新潟県オフセット・クレジット認証審査委員会設置要綱

### 第1条 目的

本要綱は、新潟県オフセット・クレジット制度の実施者である新潟県が設置する新潟県オフセット・クレジット認証審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関する必要事項を定めたものである。

### 第2条 審査委員会の委員の選任等

- 1 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、本制度の実施者である新潟県により任免される。
- 2 委員の任期は、1年間とし、再任を妨げない。

### 第3条 審査委員会の運営

- 1 審査委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 2 審査委員会は、委員長の招集に基づき会議を開催する。
- 3 会議は、3分の2以上の委員の出席をもって行われる。なお、委員長への委任状の提出のあった欠席委員については、出席とみなす。
- 4 審査委員会における決定は、原則として、コンセンサス方式により行なう。
- 5 審査委員会は、必要に応じて、電磁的方法又は書面により決定を行うことができる。

### 第4条 審査委員会の業務

審査委員会では、次に掲げる事項を審査し、その審査結果を県に報告する。

- 1 プロジェクトの登録の適合性  
審査委員会は、新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱に則り、県内における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの登録の申請を行う事業者（以下「プロジェクト事業者」という。）より申請を受けたプロジェクトについて、バリデーション報告書に基づき、登録の適合性について審査する。
- 2 温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の適合性  
審査委員会は、検証機関より提出された検証報告書及びプロジェクト事業者が作成したモニタリング報告書に基づき、当該プロジェクトから生じる排出削減・吸収量の適合性について審査する。
- 3 その他  
その他、新潟県オフセット・クレジット制度の運営に関する審査を行う。

### 第5条 事務局

審査委員会の事務局は、新潟県県民生活・環境部環境企画課に置く。

## 第6条 その他

本要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

### 附則

本要綱は、平成21年5月15日から施行する。

### 附則

本要綱は、平成21年6月1日から施行する。